

令和元年5月15日

質 疑 回 答 書

各 位

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団
理 事 長 牧 光 治

「障害者支援施設皆光園宿舍他解体工事」に関する質疑について、下記のとおり回答します。

記

図面番号 又 仕様書 は 頁	質疑内容	回答
01 KA-01	浄化槽の汚水、汚物等の回収する見込み量は、見込み量に増減があった場合の変更対象となるのか。	3立方メートルとし、変更対象となる。
65 KM-03	給水本管取出し部閉栓において、市道上での閉栓だが土工から本復旧までは別途工事で良いのか。(図示されていない。数量等の明細がないため)	閉栓、給水管取り出し、土工事は本工事とする。
65 KM-03	図面に記載されていない給水メーターが2箇所(独身宿舍棟1箇所、家族宿舍棟1箇所)存在しているが変更の対象とするのか。 (メーターが残っているので配管もあると思われる。)	図面に記載されていないものは変更対象となる。
積算書 P.16	アスベスト撤去工事の数量が1.0式だが、内訳(詳細な内容)の開示。 また、カポスタックの作業フローチャートの図面への明示及び開示。	煙突内の断熱材を機械で撤去後、煙突を解体する。作業中の飛散防止対策は埼玉県マニュアルによる。
64 6-3	非石綿部での切断による除去【配管保温材】(レベル3一部レベル2)で、除去(切断)する場所の明示(図面に)がないので、明示してほしい。	KM - 04図面のとおり機械室20か所とする。
共通	全ての解体する建物において外壁の塗装材及び屋上アスファルト防水材料等のアスベスト含有調査は行っているのか。	外壁は施工時期が同じの為、1棟実施し、アスベストは含まない。屋上アスファルト防水材料等の調査は必要に応じて変更調査する。

A-02	8 周建築物等調査につきまして、解体建物に隣接する家屋の事前・事後調査が計上されておきませんが、解体建物に近い家屋調査が必要ではないかと思われます。こちらにつきまして、変更契約の対象となるのかご教示願います。	住民説明で要望があれば家屋の事前・事後調査を実施する。変更対象となる。
KA-03	配置図・仮設設計図につきまして、解体工事車両出入口が水路を横断する計画となっておりますが、既存の橋の対荷重は大型車両の頻繁な往来に敷鉄板設置のみで対応されているのでしょうか。また、万が一破損した場合の補修費は施工者負担となるのでしょうか。こちらについて、ご教示願います。	大型車による橋の通行はできない。普通車までとする。
KA-04 KA-29	外部仕上げ表の「外壁」につきまして「アクリルリシン吹付」とありますが、大気汚染防止法の定めによる調査でアスベスト含有の有無は確認済でしょうか。調査済でない場合は、調査費用は変更契約の対象となるのかご教示願います。また、調査を行うことでアスベスト含有が確認された場合、工法変更による大幅な工期延期や増額変更が見込まれますが、変更契約の対象となるのかご教示願います。	外壁は施工時期が同じの為、1棟実施し、アスベストは含まない。さらに調査が必要な場合や調査により工期の延長が必要になった場合は変更対象となる。
KA-48 積算書 P.44	樹木類撤去につきまして、「寄せ植」と表記されているものは撤去処分と考えて宜しいでしょうか。また、撤去数:356本に対して処理量:4.7m ³ と極端に少ない形状と思われませんが、入札に際しては積算書の数量によるものか各社の経験値で応札するのかご教示願います。また、どちらで応札した場合でも、実施工で処理量が大幅に増となった場合は変更契約の対象となるのかご教示願います。	撤去・処分とする。積算数量等については回答できない。貴社の見積金額で入札をおこなうこと。(入札金額見積内訳書の提出必要)
KM-03	KM-03 図面左下に「給水本管取り出し部閉栓」とありますが、水路部の引込管も撤去するのでしょうか。撤去の場合は水路の掘削を伴うことが想定されますが、撤去時の水路の切り回しや水質試験等は必要でしょうか。また、それに伴う申請は本工事と表記されておりますが、深谷市水道課や農業委員会等への事前確認はされていますでしょうか。こちらについて、ご教示願います。	撤去・処分とする。水上は架空としている。道路部分の掘削、閉栓、給水管取り出し、水道メーター返還等は深谷市への手続きを行うこと。